

周南市重層的支援体制整備事業 実施計画

2024年4月
周南市

目次

ページ

I	計画策定にあたって	1
(1)	計画策定の背景・目的	1
(2)	計画の位置づけ	1
(3)	計画の期間	1
II	事業の内容と実施体制	2
(1)	包括的相談支援事業	3
(2)	多機関協働事業	4
(3)	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	5
(4)	参加支援事業	6
(5)	地域づくり事業	6
III	関係機関間の連携	8
IV	計画の進捗状況の管理・評価及び見直し	8
V	周南市重層的支援体制整備事業支援体系図	9

I 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景・目的

少子高齢化、人口減少と社会を取り巻く環境が大きく変化する中、従来の高齢者、障害者、子ども・子育て世帯、生活困窮者などの属性別の支援体制では対応が困難な課題が、ますます増加する傾向にあります。

こうした中、本市では、「地域でつながり、支え合う 安心して暮らせる福祉のまち しゅうなん」を基本理念とした「第4次周南市地域福祉計画」に基づき、分野や世代を超えた相談支援や多機関連携による取り組みとともに、公的な福祉サービス「公助」に加え、地域での支え合いや見守りなど「共助」のまちづくりを進めてきました。

令和6年度より、さらなる部局横断的な連携体制を強化し、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築に取り組むため、社会福祉法第106条の5に基づく重層的支援体制整備事業（以下、「本事業」という。）を実施します。

そこで、本事業を適切かつ効果的に実施するため「周南市重層的支援体制整備事業実施計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づいて作成されるものであり、本市の最上位計画である「周南市まちづくり総合計画」の施策の一つ「地域福祉の推進」を具体化・推進する、「第4次周南市地域福祉計画」に付随する計画として、本事業の実施に関する具体的な計画を定めるものです。

また、「周南市高齢者プラン」、「周南市障害者計画」、「周南市子ども・子育て支援事業計画」等とも、調和・整合性を図ります。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、計画の終了期間を「第4次周南市地域福祉計画」と合わせ、令和6年度から令和7年度までの2年間とします。

II 事業の内容と実施体制

この事業は、8050問題、育児と介護のダブルケア、ヤングケアラーなどの複雑化・複合化した課題に対応できるよう、庁内各分野の横の連携を整備するとともに、地域関係団体、各種関係機関と連携し、重なり合って支援する、包括的な支援体制を整備するものです。

具体的には、各相談機関において、属性や相談内容に関わらず、まずは、本人とその家族、世帯全体を、しっかりと包括的に受け止め、断らない相談支援を行います。

(1) 包括的相談支援事業

こうして、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した課題については、もやいネットセンターで関係機関を招集し、持ち寄った情報を元に、支援の方針や役割分担など、全体調整を行い、チーム支援につなげます。

(2) 多機関協働事業

このチーム支援を行う中で、継続的な支援が必要であれば、訪問等により、本人との信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う、いわゆるアウトリーチによる継続的支援を実施します。

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

また、本人の意向により社会参加への支援が必要な方に対しては、本人・世帯の状態に合わせ、居場所や就労支援等を通じて、地域社会とのつながりを築く、参加支援を行います。

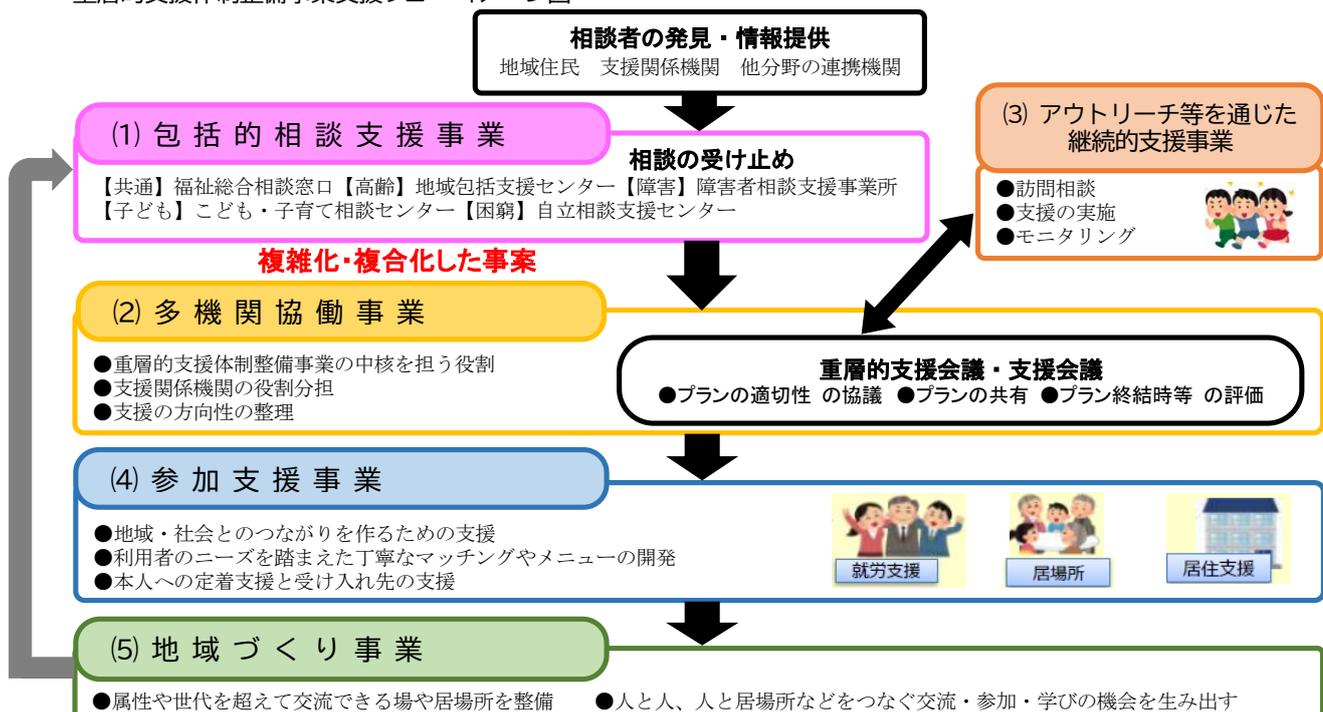
(4) 参加支援事業

さらに、属性や世代を超えて交流できる多様な場づくりなど、地域のつながり、支え合いからの受け皿づくりを支援します。

(5) 地域づくり事業

こうした取り組みを通して、複雑な生活課題を抱える人が、身近な相談から適切な支援につながり、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、包括的な支援体制の整備に取り組んでまいります。

重層的支援体制整備事業支援フロー イメージ図



(1) 包括的相談支援事業

本市では、これまでも福祉総合相談窓口であるもやいネットセンターを中核として、各分野別及び総合支所・支所等の相談窓口において、市民からの困りごとや福祉ニーズなどをしっかり受け止め、支援が必要な方に適切にサービス提供できるように「断らない相談」に努めてきました。

また、対応が困難なケースについては、もやいネットセンターにおいて多機関の支援関係者が参加するケース会議により個別に検討し、「必要な支援につなげる」体制の構築を進めてきました。

この本市の「断らない相談」と「必要な支援につなげる」体制は、まさに本事業が求める属性を問わない相談支援の方向性に沿うものであり、この既存の体制強化を本事業の包括的相談支援事業に位置付けます。

事業名	地域包括支援センター運営事業
支援対象	65歳以上の高齢者等
実施方式	委託（社会福祉法人4、一般社団法人1）
圏域	市内7圏域8箇所（5包括支援センター、2ブランチ、1サテライト）
支援機関	周南東部地域包括支援センター（久米、櫛浜、鼓南、熊毛） つづみ園地域包括支援センター（周陽、桜木、秋月、岐山、大津島） 徳山医師会地域包括支援センター（遠石、関門、中央、今宿） 周南西部地域包括支援センター（菊川、富田、和田、福川、夜市、戸田、湯野） 周南北部地域包括支援センター（須々万、長穂、向道、中須、須金、鹿野） 西部いきいきさぽーとステーション（福川、夜市、戸田、湯野） 天王園在宅介護支援センター（熊毛） やまなみ荘（鹿野）
業務内容	総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント
所管課	地域福祉課

事業名	障害者総合相談支援事業
支援対象	障害者等及びその家族
実施方式	委託（社会福祉法人4、医療法人1、NPO法人1、株式会社1）
圏域	市内4箇所、市外1箇所、委託契約先の市1箇所
支援機関	総合相談支援センター ぱれっと 地域生活支援センター ウィング 相談支援センター 拓未（たくみ） 夢ワークあけぼの相談支援事業所 相談支援センター しょうせい苑 相談支援センター ひかり苑 相談支援事業所 Reika
業務内容	相談支援、権利擁護
所管課	障害者支援課

事業名	利用者支援事業
支援対象	子ども及びその保護者等
実施方式	直営
圏域	市内各1箇所
支援機関	こども家庭センター型：あんしん子育て推進課、基本型：こども保育課
業務内容	こども家庭センター型：子ども・妊産婦・子育て世帯への一体的相談支援、基本型：子育て相談支援
所管課	こども家庭センター型：あんしん子育て推進課、基本型：こども保育課

事業名	自立相談支援事業
支援対象	現に生活に困窮している、または生活困窮になりうる人及びその家族
実施方式	委託（社会福祉法人）
圏域	市内1箇所
支援機関	周南市自立相談支援センター
業務内容	相談支援、支援プラン作成、自立支援
所管課	地域福祉課

事業名	もやいネットセンター推進事業（福祉総合相談窓口）
支援対象	高齢者、認知症、障害者、生活困窮者、ひきこもり、ヤングケアラー等対象者を限らない
実施方式	直営
圏域	市内1箇所
支援機関	もやいネットセンター
業務内容	総合相談支援、権利擁護
所管課	地域福祉課

（2）多機関協働事業

多機関協働では、複合的課題を解決するため、地域福祉課もやいネットセンターに「統括推進員」を、また、部内関係課等に事業の連携・調整役を担う「包括化推進員」を配置し、多様な関係機関等と迅速に対応できる体制を整えるとともに、関係職員等のスキルアップや、支援機関同士のネットワークを構築します。

また、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、ひとつの支援機関だけで対応が困難なケースについて、統括推進員が「重層的支援会議」や「支援会議」を随時開催し、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性についての調整を行います。

事業名	多機関協働事業	新規
支援対象	複合的な課題を抱えている市民	
実施方式	直営	
圏域	市内1箇所	
支援機関	もやいネットセンター（統括推進員）、関係各課（包括化推進員）	
構成機関	包括的相談支援事業の支援機関、ケアマネージャー、弁護士、教育機関、しゅうなん若者サポートステーション等	
業務内容	複雑化・複合化した事例の課題把握、支援調整・役割分担、支援プランの作成・評価、支援会議・重層的支援会議の実施、進捗管理等	
所管課	地域福祉課	

会議名	実施時期	実施内容
重層的支援会議	随時	プランの適切性の協議、プラン終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等
支援会議 (社会福祉法第106条の6)	随時	本人同意が得られない場合の、日常生活や社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討等

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

もやいネットセンターに「アウトリーチ支援員」を配置し、民生委員児童委員、福祉員、地域福祉コーディネーター、もやいネット支援事業者などの地域の見守り関係者や、包括的相談支援事業者、教育機関、ケアマネージャー、警察、病院などの専門機関など、地域見守りネットワーク「もやいネット」との連携・協力のもと、積極的な情報収集を行い、潜在的な支援ニーズを抱える者の早期把握に取り組みます。

また、課題を抱えながらも必要な支援が届いていない人や、セルフネグレクトなど、サービスの受け入れに拒否的な人に対しては、ひきこもり支援機関等と連携し、継続的な関わりを持つために、本人や家族との信頼関係の構築に向けた訪問等による丁寧な働きかけや家族支援等を行っていきます。

新規

事業名	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
支援対象	複合的な課題を抱えているが必要な支援が届いていない人等
実施方式	直営、一部委託（支援機関未定）
圏域	市内1箇所
支援機関	もやいネットセンター（アウトリーチ支援員）
業務内容	家庭訪問、同行支援、継続的伴走支援
所管課	地域福祉課

主な連携先

新規

事業名	ひきこもり支援推進事業
支援対象	ひきこもり状態にある人等
実施方式	委託（NPO法人）
圏域	市内1箇所
業務内容	相談窓口の設置及び周知、居場所の設置、関係機関とのネットワークづくり、家族支援（講習会、勉強会）、支援者教育

(4) 参加支援事業

もやいネットセンターに「参加支援推進員」を配置し、生きづらさを抱え、社会から孤立している方などに対し、本人の意向や状況に合わせ、既存の地域資源を活用し地域の居場所や就労支援などを提供することで、社会とのつながりを回復する支援を行います。

また、本人が就労等を継続できるよう、受入先となった事業所を定期的に訪問し、勤務状況等についての相談を受けるなど、協力企業等のフォローアップを行います。

事業名	参加支援事業	新規
支援対象	全市民	
実施方式	直営	
圏域	市内1名	
支援機関	もやいネットセンター（参加支援推進員）	
業務内容	社会参加支援、マッチング、定着支援、受け入れ先支援	
所管課	地域福祉課	

(5) 地域づくり事業

既存の事業や取り組みを活かしつつ、世代や属性を超えて、住民同士が交流できる多様な場づくりや、人と人、人と地域がつながり、支え合う活動が生まれやすい環境づくりを支援するとともに、各拠点において、把握し受け止めた課題については、各分野の専門機関等につなぎ、必要な相談や参加につながるよう取り組みます。

事業名	ふれあい・いきいきサロン
支援対象	在宅で閉じこもりがちな高齢者等
実施方式	委託（社会福祉法人）
圏域	市内188箇所（R6.4.1現在）
業務内容	介護予防に関する体操、講話、健康管理、レクリエーション等
所管課	地域福祉課

事業名	住民運営通いの場
支援対象	65歳以上の高齢者等
実施方式	直営
圏域	市内136か所（R6.4.1現在）
業務内容	週1回のいきいき百歳体操、レクリエーション、お茶会、趣味活動等
所管課	地域福祉課

事業名	基幹型集いの場
支援対象	65歳以上の高齢者
実施方式	委託（社会福祉法人）
実施場所	徳山社会福祉センター・新南陽総合福祉センターの機能回復訓練室
業務内容	機能訓練機器、体操等のプログラム、介護予防に関する講座等
所管課	地域福祉課

事業名	介護予防中山間地域拠点
支援対象	鹿野地域在住の65歳以上の高齢者等
実施方式	委託（株式会社）
実施場所	石船温泉
支援機関	石船サロン
業務内容	介護予防に係る体操、講話、健康管理、レクリエーション、入浴、送迎等
所管課	地域福祉課

事業名	生活支援体制整備事業
支援対象	65歳以上の高齢者
実施方式	委託（社会福祉法人）
圏域	第1層（市内全域）1箇所（生活支援コーディネーター1名） 第2層 22箇所（地域福祉コーディネーター35名）
業務内容	地域の困りごとの把握、協議体の設置、実施内容の協議
所管課	地域福祉課

事業名	地域活動支援センター事業（基礎的事業及び機能強化事業）
支援対象	在宅の障害児、障害者
実施方式	委託（医療法人1、NPO法人2）
圏域	市内3箇所
支援機関	精神障害者地域生活支援センターウィング 周南市地域活動支援センターポレポレ 心身障害者福祉作業所海月倶楽部
業務内容	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流等
所管課	障害者支援課

事業名	地域子育て支援拠点事業
支援対象	市内在住の4歳未満の乳幼児とその保護者（4歳以上の未就園児も可）
実施方式	直営、一部委託（社会福祉法人4、学校法人1）
圏域	市内12箇所
支援機関	子育て交流センターぞうさんの家、にこにこセンター、わかやますくすくセンター、熊毛子育て支援センター、鹿野子育て支援センター、尚白子育て支援センター（以上6センターは公立）和光保育園子育て支援センター、共楽保育園子育て支援センター、みんなのおうち城ヶ丘、子育て支援センターさんさん、子育て支援センターマーガレット、子育て支援センターおひさま（以上6センターは私立）
業務内容	交流の場の提供・促進、相談・援助の実施、情報の提供、講習等
所管課	こども保育課

事業名	生活困窮者支援等のための地域づくり事業
支援対象	全市民
実施方式	直営
圏域	市内全域
業務内容	住民ニーズ・生活課題・社会資源の実態把握、住民の活動支援、情報発信等
所管課	地域福祉課、あんしん子育て推進課

Ⅲ 関係機関間の連携

既存の「地域ケア会議」などの個別ケース会議、地域の社会資源活用等を検討する場等を活かし、関係機関間の一体的な連携を図ります。

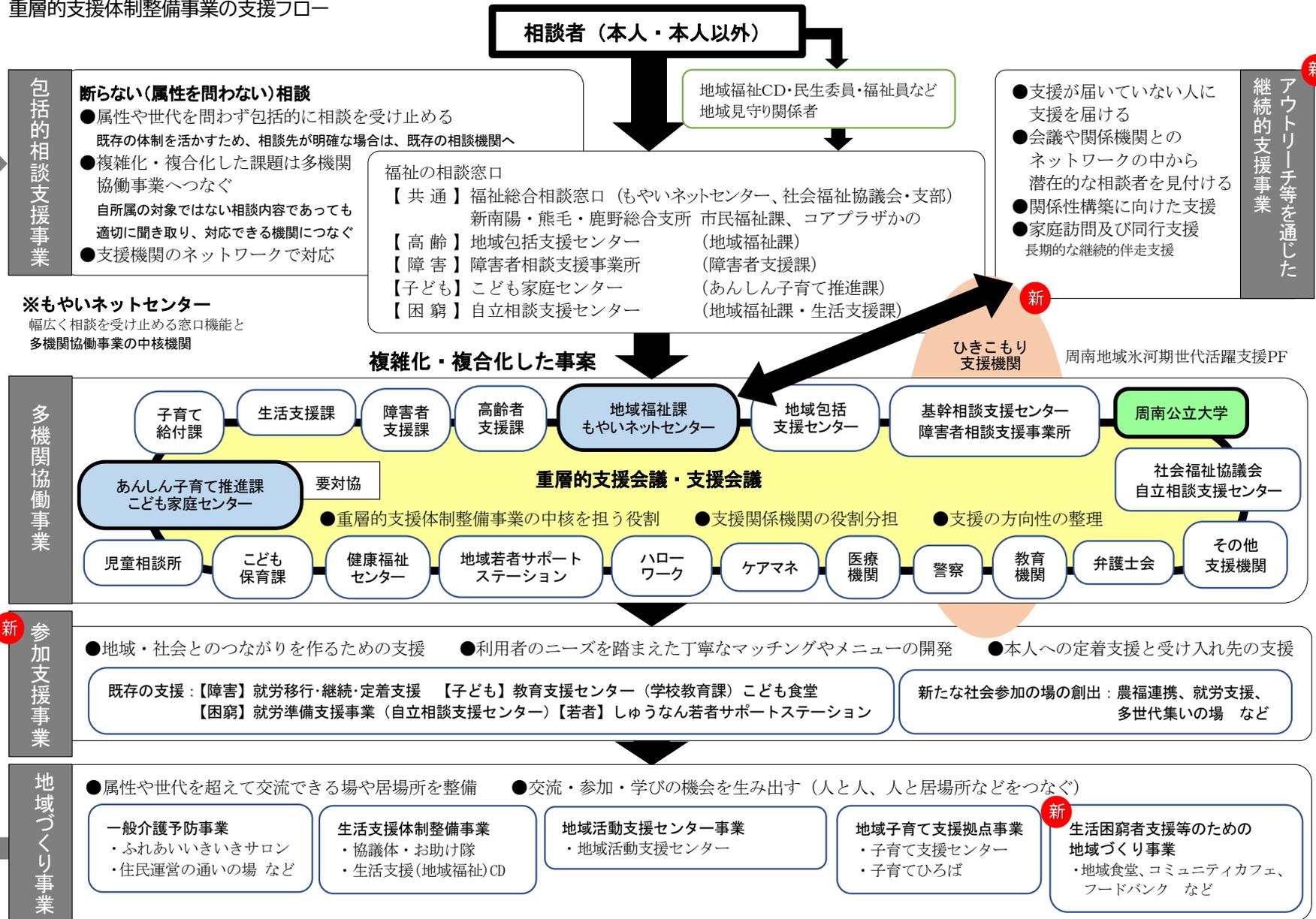
また、もやいネットセンターを中心に「庁内連携会議」などを開催し、福祉部門以外の各関係課が所管する事業についても現状や課題について情報共有を行い、関係機関のネットワーク構築を図ります。

Ⅳ 計画の進捗状況の管理・評価及び見直し

「第4次地域福祉計画」の基本理念や目指す福祉社会像の実現のために、毎年度、庁内連携会議及び周南市地域福祉計画評価委員会等において、本計画の進捗状況の確認や評価を行います。

また、必要に応じて、新たな取り組み等の事業内容の検討を行い反映させるとともに、国の福祉施策の動向や地域の状況等を見極めながら、計画の修正・見直しを行います。

重層的支援体制整備事業の支援フロー



周南市重層的支援体制整備事業実施計画

発行：周南市

編集：周南市 福祉部 地域福祉課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

電話 0834-22-8200

FAX 0834-22-8396

E-mail fukushi@city.syunan.lg.jp